

ODA 政策協議会 2018 年度第 1 回

「プロサバンナ事業に関する河野太郎大臣「指示」と反する現状について」報告資料

議題提案者：特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター、特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会、モザンビーク開発を考える市民の会

【議題の背景】

2012 年 10 月、日本がモザンビーク北部 3 州（ナンブーラ、ザンベジア、ニアサ）のナカラ回廊沿い地域で行う「プロサバンナ事業（正式名：日本・ブラジル・モザンビーク三角協力による熱帯サバンナ農業開発プログラム）」に対し、現地の小農や小農運動が懸念の声をあげた。これを受けて、2012 年 12 月以来、本協議会およびそこから派生して設置された「プロサバンナ事業に関する意見交換会」の場で、同事業に関する協議を 20 回以上に渡り重ねてきた。

以上の協議では、（１）反対の声をあげる人びとに対するモザンビーク政府による人権抑圧やガバナンスの悪化、（２）事業下で行われた市民社会への介入ともいえる諸活動、人権侵害などの被害状況について、外務省および JICA に繰り返し伝え、具体的な対応を求めてきた。しかし、これらの点においては改善がみられないだけでなく、現地小農組織、市民社会組織、教会などへの圧力が強まるなど、むしろ悪化してきた。これを受けて、2017 年 2 月には、現地市民社会組織「プロサバンナにノー！ 全国キャンペーン」が、JICA による現地社会への直接介入（地元コンサルタントを雇っての調査・介入、「賛成派」NGO への巨額のコンサルタント契約など）を非難する公開書簡を JICA 理事長宛に発出、同 4 月には、事業対象地域の小農を中心とした住民 11 名が、JICA「環境社会配慮ガイドライン」に基づく異議申立を行った。

一連の出来事を受けて、2017 年 12 月 13 日の ODA 政策協議会では、前担当課長で現国際協力局政策課の今福孝男課長から、外務省の判断で事業が一旦止めたことが明らかにされている¹。

このプロセスはストップを考えるべきではないかという御意見をいただきましたけれども、まさに協議をしているがゆえに、現状を見ていただくと何も進んでいないというのがここ一、二年の話だと思うのです。それは我々なりに皆様の御意見を踏まえて、ちゃんと議論しなければいけない。モザンビーク政府が先走りそうだったら、ちょっと待ってくれということをやっているのがこの 1 年半のことだと思います。

そのなかで、3 月初旬に、以下の事業に対する河野太郎・外務大臣「指示」が外務省から NGO に通達された。しかしながら、「指示を反故にする動き」が継続したことを受けて、6 月に現地市民社会組織から声明、日本の NGO から大臣宛要請が出された（別添 1、2 参照）²。今回は、これらの点について、報告したい。

また、併せて、昨年 11 月の「異議申立」に対する審査報告書が公表された直後にモザンビークで起きた、現地政府による事業に反対の声をあげる人びとへの「抑圧と排除」の発言について、大場雄一国際協力局国別開発協力第三課課長より「録音があれば対応する」とされた件について、現状を報告する³。

【大臣の指示と強行された事業「再開」】

① 大臣の「指示」

2018 年 3 月 1 日の ODA 政策協議会前に、梨田和也・国際協力局長の代理として牛尾滋審議官か

¹ ODA 政策協議会議事録 P27。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000326817.pdf

² 「声明『プロサバンナに No! キャンペーン』はプロサバンナ事業に反対の立場を改めて表明する」、「河野太郎大臣『指示』に反する現状に対する要請～日本の ODA によるモザンビーク・プロサバンナ事業～」。

³ 2017 年 11 月のナンブーラ州農業局ペドロ・ズクーラ（Pedro Dzucula）局長による記者インタビュー記録（録音データ）
https://youtu.be/VWS_TW0ZKJY

ら NGO に対し、河野大臣の「指示」が読みあげられた⁴。その際、「反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現」を今後の「再開の条件」とすることが明言された。

牛尾：二番目。それで・・・大臣のご判断。括弧 1。外務省・JICA として反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現について、必要に応じモザンビーク政府の主体的な取り組みを支援した後押ししていくこととした。モザンビーク政府には丁寧なプロセスを経て対話をすすめるように求めたい。

(中略)

渡辺：そうなんです。大臣からのそういう決定がおりたっていうことが、何を意味するんですか？要は JICA とかに対するゴーサインということ？そういうことではない？

牛尾：いや

大林：いや。JICA に対して、反対派を含めた対話をしなさいと、するんだったらゴーですよ。

牛尾：そう。そういうことですね。

大林：逆に言えばしないんだったらゴーじゃないですよ。

牛尾：ゴーじゃないですよ。そういうことなんです。

なお、この伝達が、「大臣の指示」である旨、4 月 23 日の議員勉強会で外務省より確認されている⁵。

牛尾：それについてはただ、大臣の指示に基づき、すぐ NGO の方々にお伝えしてくださいという指示を受けておりますので、私はその前提で、要は大臣の指示ということで伝えさせていただいたということでございます。

(中略)

牛尾：そこは大臣と相談した結果としてという文を必ず書きますので。まさに私が覚えてるのは大臣の指示でこの内容を伝えるということですから。それについては、きちっと書かせていただきます。

② 3 月下旬以降の動き：事業に関する会議開催予定の発覚と中止の申し入れ

- 3 月下旬、JICA の資金援助で事業に関する会議（以下の 4 月 4 日の会議）が設定されようとしていたことが発覚、「プロサバンナに No! キャンペーン」から河野大臣宛に抗議の書状が提出された（3 月 23 日）。
- 同書状は、またプロサバンナ事業関係者が「再び市民社会に介入して」いることを指摘⁶。また、①について、JICA の異議申立審査結果に対する申立人からの「意見書」が未だ提出されておらず、審査プロセス自体が終っていない段階での大臣の結論・指示が急がれたことは不適切との見解が示された。
- また、異議申立人の代理人から、JICA 理事長宛に書状が送られ、異議申立プロセスが終っていないことについての指摘がなされた（3 月 23 日）。
- その後も、会議開催の強行が予想されたため、開催にいたるプロセスが、それまでの不透明で非民主的な手法と何ら変わりがないとして、不参加を決めた現地市民社会組織（「キャンペーン」・農民団体）などは、会議の主催者である農業食料安全保障大臣宛に書簡を送り、同じ文面の声明を発表した（4 月 3 日）⁷。
- 並行して、日本の NGO が、外務省との事実確認を開始、会議の詳細を問い合わせたが、2 日前にようやく情報の一端が示され、会議に JICA が資金を出すことが明らかになり、梨田和也国

⁴ 3 月 1 日には文書の公開を外務省に持ち帰り検討となっていたが、これが出て来ず、NGO 側の録音・記録でよいと回答がされ続けた。4 月 23 日の議員勉強会で、国会議員がその開示を求めても、外務省はそれを拒んだために、NGO 側が文字起こした逐語記録を外務省が録音に基づいて最終確認し、その内容を公式化するという結果になった。その際の NGO 側録音に基づく記録内容が、外務省・NGO 側の合意に基づいて 7 月 6 日に確定した。現在、外務省・議員の間で「文書タイトル」を確認中。これら議論の経緯については、上記議員勉強会議事録参照。<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-334.html>

⁵ 議事録参照。<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-334.html>

⁶ <http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-325.html>

⁷ 日本の市民社会組織からも外務省・JICA に提出された。日本語訳は右サイト。<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-323.html>

際協力局長宛に中止を申し入れた（3月22日～4月3日）。

③ 4月4日 会議開催強行

- しかし、会議は開催された。
- 会合後、招待状に受領印があったこと、「キャンペーン」の加盟団体も参加していることをもって、この会議が大臣「指示」どおりの「反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論」だとの主張が外務省/JICAによって行われた⁸。
- その後、議員の協力で入手した4月4日会議議事録には、「我々は前進しなければならない。私たちとして、みなに同じ考えをもってもらうことはない。一部の人は（プロサバンナの）前進を望まないかもしれないが、私たちは前に進まなくてはならない」と書かれ、同会議において、反対があっても事業を前に進めるとの言及があったことが確認された。
- さらに、会合後に「キャンペーン」団体に送られてきたスケジュールには、JICAの資金でマスタープランづくりが8月に終了する予定で進められるとされた今後のスケジュールの詳細が書かれていた⁹。
- なお、同会議は、異議申立人や地域住民、あるいは「キャンペーン」関係者に一切の告知や事前相談なしに開催が決められた。

以上の事態は、同会合の設定、準備過程と実施において、現地住民・市民社会組織が一貫して批判してきたプロサバンナ事業の不透明で非民主的な行動と、分断・介入および排他的な姿勢に改善がみられないことを明確に示しており、大臣「指示」に反している。

④ 「キャンペーン」声明および日本のNGOによる外務大臣への要請

- これを受けて、6月6日に「キャンペーン」が声明を発表し、現地新聞等に掲載された。
<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-343.html>
- 以上を受けて、6月22日、日本NGOが河野大臣への要請を提出。
<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-346.html>

【プロサバンナ事業下における人権侵害と外務省・JICAの対応】

⑤ 現地政府による事業に反対の声をあげる人びとへの「抑圧と排除」の発言

以下、ペドロ・ズクーラ ナンブーラ州農務局長による記者インタビュー発言（録音の翻訳。2017年11月6日）。

PIは前進し（終了し）、PEMもほぼ終わろうとしており満足している。問題はPD（ナカラ回廊のマスタープラン）だけであり、現在はナンブーラ州市民社会プラットフォームなどが見直しをしており、彼らの手の中にある。すでに最終段階にあり、2月上旬には終るであろう。これが終り次第、マスタープランは承認されるだろう。
しかし、我々はある人びとのことを懸念している。いくつかのセグメントが、市民社会の名前で（を代表するとして）ここ（ナンブーラ）を出てマプート（首都）に行っているからだ。これらの人びとは、プラットフォーム（上記）の議論に参加せず、あるいは同プラットフォームに参加してマスタープランを議論しようとしてもこなかった。
それにもかかわらず、彼らはナンブーラ州、ナカラ回廊沿い地域の人びとは、プロサバンナを要らないと言っていると表明している。彼らはプロサバンナの初期の頃からそういう態度だった。彼らは「別の（政治的）動機」をもち、「別アジェンダ」のために動いている。彼らは開発否定者である。
ナカラ回廊沿いの開発を求める市民社会はナンブーラ州市民社会プラットフォームと協働している。彼らのマスタープランの検討は最終段階にあり、もうすぐ承認されるだろう。そうすれば、プロサバンナは前進する。住民ら、生産

⁸ 4月23日の「プロサバンナ事業に関する議員勉強会」での外務省国際協力局国別開発協力第三課・大場雄一課長の説明。
<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-334.html>

⁹ 別添2の「大臣への要請」に添付された参考資料1のスケジュール表参照（ポルトガル語オリジナル＋英訳）。

者らはプロサバンナに沢山の期待を寄せている。すでに学術関係者の関与を経て、現在プラットフォームに依頼し、いくつかの問いについて検討してもらっているところである。このような改善を経て、マスタープランは承認され、プロサバンナのインプリメンテーション（実施）を手助けすることになるだろう。
だから、我々は、あの人達の脅しで止めさせられ(scared off)はしない。プロサバンナを知りたくもなく、マスタープランを議論したくない人達のこと。これらの人びとの大多数は生産者ではなく、畑ももっていないからだ。
我々は、現場で働いている人達と仕事をしている。ナカラ回廊沿い地域の農業と貧困の状況を生きている人達である。
我々は、これらの人達を救いたい。我々は、ナカラ回廊の農業を自給自足の農業から持続可能な農業にトランスフォームさせたい。当然ながら小規模農民を念頭においている。

⑥ 2017 年 12 月 13 日 ODA 政策協議会における大場雄一国際協力局国別開発協力第三課課長による「対応」の約束

人権の問題は非常に重要なので、ここはきちんと保護されて、かつ配慮されるように訴えていきたいと思います。

（中略）仮に録音されたデータがあるのであれば、例えば会合の議事録なんかよりも客観的なわけですね。（中略）それをもし共有いただけるのであれば、それをモザンビーク政府に共有して、こういったことを指摘されているのですということで、人権の配慮について改めて求めるということを見せていただくことは可能です。

⑦ 2018 年 1 月 29 日 NGO から外務省へ録音提出

⑧ 2018 年 3 月 1 日の協議会 牛尾滋審議官による「人権侵害」にあたるとの見解共有¹⁰

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

すいません。もう一点だけ、不明瞭なところがあったので確認させていただきたいのですが。「録音があれば対応する」の内容の、人権侵害の方の、抑圧的な発言への対応について。これからまだ日程調整に時間かかっていてまだ渡せてないので、在京で渡すことを考えていると仰ってたんですが、渡すときにどういったことを日本政府としてお伝えする予定なのか、その中身、そこを質問しているので、教えてください。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

彼らは人権侵害なんてやってないっていうわけですね。現にこれ、人権侵害起きているじゃないかと、そういうことは日本の NGO からきていると。今後、これ進めようと思ったら、そののとこ配慮しない限り、我々できないよ、ということを含めてですね、向こうに伝えると。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

ありがとうございます。では外務省の見解としては、この発言は人権侵害にあたるかと考えておられるということで大丈夫ですか。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

はい。

¹⁰ 当日の議事録について会議より確定しておらず 4 カ月以上経つ 2018 年 7 月現在未公開だが、該当箇所の議事録については、外務省・NGO 双方の確認・合意が取れている。これを受けて、事業に反対の声をあげる人びとの人権を守るために必要なことと議題提案 NGO 間で判断し、未公開だが、ここにそのまま抜粋する。

⑨ 外務省による「対応」の中身と「農務局長による」発言との見解

以下、4月23日議員勉強会議事録より抜粋。

大場：この録音データをいただいたので、それを現地の在モザンビーク日本大使館がJICA事務所と共に、モザンビークの農業食料安全保障省にデータを共有いたしました。これ3月の初めぐらいだと思いますけども、それでこういった指摘がありますということを伝達して、モザンビーク政府一丸となって人権に配慮してほしいということを求めました。これに対してモザンビーク政府からも前向きな回答がございました、くれぐれも人権に配慮したいと。というのがこれまでの経緯でございます。

(中略)

渡辺：要は、ご本人の声っていうことをお認めになってないということなんですか。

大場：そこは否定してないです。本人の声だというふうに認識されてるかと思います。(後略)

⑩ 一方で「録音がいつ、誰が、どこで録られたものかの確認が必要」との外務省とJICAの主張

● 外務省：4月23日議員勉強会

大場：その上でなんですけども、これまで渡辺さんから昨年11月ですか、11月の記者会見というふうなご説明があったので、我々はその前提で11月の記者会見というふうに言われておりますと、いうことで発言内容についてモザンビーク側の確認をお願いしました。そうしたところ、州農業局長は11月に記者会見をやったことはないということを仰っていて、(中略) ただこれインタビューで州の農業局長の発言だけが出ていて、先方の質問部分が入っていないので、そこは編集されてる可能性があるんじゃないかというのが、我々が受け取った回答です。

JICAの方ともやり取りをしてると承知してはいますが、JICAがいろいろ質問してる趣旨は、この州農務局長の11月に行ったとされる発言についての、事実に基づいて確認が必要なので、

(中略)

牛尾：むしろ反論される材料くれないとこっちとしてはダメで、11月の記者会見じゃないというのであればそういう材料もほしいですし、どこの場所でどうしたのかということを向こうに言わないと、いやこれブラジル人の学生に言ったんだよねということで、農民に直接言ったわけではないということになると、向こうが人権侵害じゃないと言われた場合全然反論できないので、むしろ反論の材料があれば言っていたかかないと、このまま我々もそこまで攻めていってるんで、ちょっと困ることになる。

● NGOから「JICA理事長宛」への公開書簡(2018年2月8日、27日)¹¹

なお、昨年の記者会見時のズクーラ局長の発言については、昨年12月13日に開催された第2回ODA政策協議会、ならびに3月1日に開催予定の同協議会に向けた議案書でも指摘と確認を要請しています。本状は、事業の直接の運営主体かつ責任母体でもあるJICAに対して、事実確認のために具体的な回答を要請するものです。

● JICAによる回答と「現地への確認」

これ以降、JICAとNGOの間で約20回にものぼるやりとりがなされた(途中から議員によるフォローアップ質問とそれへの回答)。以下、主なものを一部抜粋して掲載する。

¹¹ これ以降の約20回にものぼるJICAとNGO間とのやりとり(途中から議員によるフォローアップ質問)への回答の全容は右のサイト参照。<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2018/06/20180531-mozambiquekaihatsu.html>

◆2月28日付回答

プロサバンナ事業の実施における人権への配慮については、これまでもモザンビーク政府に求めてきましたが、共有いただいた録音記録については、モザンビーク政府に共有し、異議申立調査報告書の提言も踏まえ、モザンビーク政府の言動が「人権優害的」と受け取られることのないよう、慎重な配慮を引き続き求めていく考えです。

2017年11月上旬に行われたとされる記者会見については、当該記者会見の詳細情報(日時、場所、どのような機会での会見であったか等)を提供いただきますようお願いいたします。

2018年5月28日

2018年4月26日付 ご質問に対する回答

1. 人権侵害(NGO 公開質問状)の調査

(1) NGO から4月17日の情報照会への回答が未だとのことなので、下記について早急に回答のこと。

- > ii) 記者会見ではなく、州農務局長が記者インタビュー
- > > (11月1日～6日)を受けた事実はないのか、
- > > iii) あればいつどこで受けたのか、
- > > iv) 上記2点についてもご確認いただいた相手・手順

【回答】

記者インタビューを11月1日～6日に受けた事実があるか、州農業局長に確認したところ、「2017年11月にインタビューを受けたこと自体は覚えているが、日常的に多数のインタビューを受けているため、具体的にいつ、どこで、誰からインタビューを受けたかは記憶していない」との回答でした。

以上

2018年5月31日

2018年5月29日付 ご質問に対する回答

1) 州農務局長の記者面談の件は、JICAとしていつ誰に情報照会を行い、いつ回答がきたのか?

【回答】

5月11日に州農業局長ご本人に照会し、同日、回答を得たものです。

以上

2018 年 6 月 11 日

2018 年 6 月 1 日付 ご質問に対する回答

昨日ご送付いただいた JICA が州農務局長に「確認」した結果を、NGO 側から録音提供者に伝えたところ、あまりに無責任な対応で問題であるとのことで、この際詳細を伝えてほしいとの連絡がこちらにきました。

以下について、州農務局長に事実確認をするように再度ご依頼頂けますでしょうか

日時：2017 年 11 月 6 日午前

場所：州農務局（ナンブーラ）

状況：ブラジルの再生可能エネルギー市民社会（RENOVE）と食料安全保障農業州局（DPASA *旧州農務局）が共催した再生エネルギーに関するイベント。

招待者：政府関係者、ブラジル市民社会関係者、ナンブーラ州の市民社会関係者（プロサバンナ推進派）、メディア関係者、その他

* このイベントの質疑応答時に、出席していた外国プレスジャーナリストが、マブートでの民衆会議の実施を受けて、プロサバンナの今後の展開についてインタビュー。これを受けて、ペドロ・ズクーラ州農務局長が行った発言が録音されたもの。

* この発言時には、会場に参加者は全員残っている状態でなされ、全員がその発言を聞いたし、ジャーナリストも発言を記録している。
つまり、「公式見解」として、市民社会も同席した場で披露されたものである。

* 記憶にないとはあり得ず、また無責任な対応である。

【回答】

州農業局に対し、頂いた情報を共有の上、再度確認を依頼したところ、以下の回答でした。

2017 年 11 月 6 日の週の州農業局長のスケジュールを改めて確認したところ、来客との面会及びイベント出席それぞれが 1 件あったことは確認できたが、いずれもご提示いただいた RENOVE と DPASA が主催した再生エネルギーに関するイベントというものに該当するものはなく、当該イベントへの出席の事実は確認できなかった。

以上

● ズクーラ農務局長による「ウソ」

約 20 回にのぼるやりとりの結果、「2017 年 11 月 6 日」の同局長の「スケジュール」が上のとおり確認されたが、現地で、11 月 7 日付で「前日付け」に上記で確認されたブラジルの再生可能エネルギー市民社会（RENOVE）と食料安全保障州農業局（DPASA）の会合が開催され、局長が出席、発言していた旨が、地元紙で報じられていた。すなわち、日本政府および JICA は、プロサバンナ事業実施パートナーであるモザンビーク・ナンブーラ州農業局、州農業局長により「ウソ」をつかれていた。



別添 3 モザンビーク地元紙 Wamphula Fax (2017 年 11 月 7 日、P2)

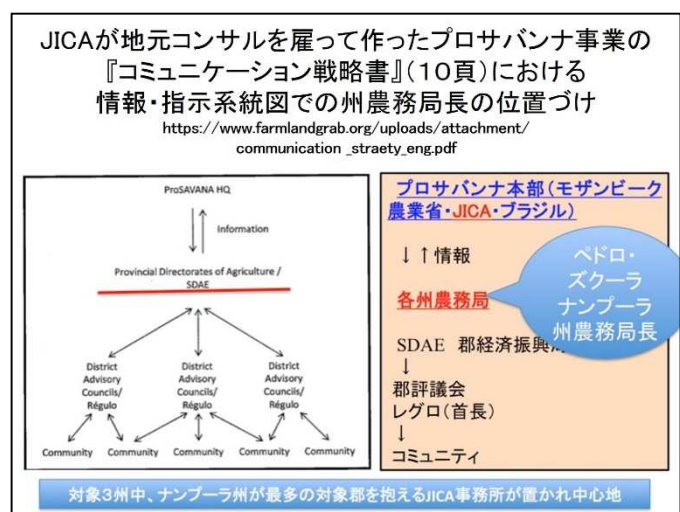
以下、別添 3 の同記事の Google 英訳を抜粋。

NAMPULA EXPECTED TO USE RENEWABLE ENERGIES
The National Network of Organizations of Brazilian Civil Society for Renewable Energies (RENOV), in partnership with the provincial government and the civil society of Nampula,
 (中略)
The information was provided by the Provincial Director of Agriculture and Food Safety of Nampula, Pedro Dzucule, during the seminar on renewable energies that took place yesterday, also informing that the effort is aimed at ensuring sustainable rural development.

● プロサバンナ事業におけるペドロ・ズクーラ州農業局長の位置づけ

なお、JICA がモザンビークのコンサルタント企業 (CV&A) と契約して策定した『コミュニケーション戦略書』では、対象州の農務局 (DPA) は右図のように、三カ国政府が共同で運営する「プロサバンナ本部 (ProSAVANA-PD) からの情報の直接の受け手、かつ各郡への提供者となっており、事業における役割が大きいことが確認でき、また、2017 年 12 月の協議会においても、外務省からその旨確認されている

12
。



12 脚注 10 に同じ。

牛尾：(前略)。プロサバナ事業の州の農務局の局長の役割でございますけども、御認識の通りで結構かと思います。重要な役割を担っている、という風に考えている。

以上は、昨年 12 月から 2018 年 4 月 4 日の会議前も含めて現在にいたるまで起きたことである。時系列で整理すると、a) 2018 年 1 月 29 日に録音を提出、2 月 8、27 日に NGO から JICA 理事長宛に録音の内容の確認と対応の具体的な内容について公開質問状を提出、3 月 1 日に再度 ODA 政策協議会が開催されたが、b) 同人権侵害に対する外務省としての対応については、4 月 23 日の議員勉強会で初めて確認された。その一方で、c) 3 月 1 日には、外務省からは「今後、これ進めようと思ったら、そこのとこ配慮しない限り、我々できないよ、ということを含めてですね、向こうに伝える」との旨が確認されていたが、e) これらの対応がなされない、あるいは少なくとも、公開質問状で求めていた「対応の具体的な内容」について何ら説明のないまま、4 月 4 日の会議が強行され、さらに d) 録音の根拠となる説明が繰り返し求められ続け、e) 約 20 回にわたる確認のやりとりの結果、ナンブーラ州農業局から「明らかなウソ」の報告がなされ、JICA から NGO にそれがそのまま届けられた。

なお、ズクーラ農務局長の人権侵害に対する指摘は、「プロサバナ事業に関する意見交換会」で資料を提供したうえで指摘してきた¹³。

【7 月 23 日「河野太郎外務大臣の代理として」の国際協力局長との面会】

6 月 22 日付の「河野太郎大臣「指示」に反する現状に対する要請～日本の ODA によるモザンビーク・プロサバナ事業～」を受けて、外務省より、梨田和也国際協力局長が「大臣の代理」として面会する旨連絡があり、7 月 23 日にこれが開催された。ここでは、NGO 側から、上で述べてきた、f) 大臣の指示とそれを反故にする 4 月 4 日の会合の問題、および g) 人権侵害の対応と確認の現状・課題について指摘した。

これに対し、外務省からはあらためて、h) 事業における「反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現」の重要性が確認され、また i) 4 月 4 日の会議で確認された「JICA の資金でマスタープランづくりが 8 月に終了する予定で進められるとされた今後のスケジュール（別添 2・参考資料 1 参照）」について、スケジュール表にある「5 月からの予定が何も進められていない」ことと、マスタープラン策定期間が白紙状態である旨が確認された。

以上のやりとりを受け、NGO 側から外務省には、もはや j) これまで反対の声をあげてきた農民・市民社会組織は、もはや事業を終えることだけを望んでいることを確認し、k) 事業をただちに「凍結」したうえで、j) 4 月 4 日の会議開催について振り返り、また、上記「人権侵害」への対応を改めて考え、k) 事業に反対の声を述べる農民、市民社会組織メンバーらの「信頼回復」のために外務省として何ができるのかを、外務省が考え、提案する必要がある旨伝えた。以下、外務省との合意の上で録音した記録より抜粋する。

モザンビーク開発を考える市民の会・大林稔：「大臣の指示」はモザンビーク政府に対する要請だけではなくて、外務省自身の姿勢を表すためのものだと思いますので、反対派に対する丁寧な対話というのを外務省自身が、ひとつ汗をかいていただきたいと思います。逆に言えば、それがなければ、外務省としては、こういうプロジェクトは続けられないという決意表明でもあると思いますので、大臣の決裁を経た外務省の判断ですから、大臣指示、の精神に常に立ち戻って、度努力いただければと思います。どうもありがとうございました。

¹³ 2016 年 2 月 9 日開催第 16 回意見交換会、資料 9、P7 など。
<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/data/prosavana-opinion-9.pdf>

梨田局長：はい、どうもありがとうございました。

最後に、2017年11月に出された「モザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」の「第4章：対話の促進に関する現状と審査役の提言」の内容をあらためて確認しておく。

ここでは、あえて「当事者間の認識の違いとその背景」という項目が設けられ、「ガイドラインに違反がなかった」との審査結果をもって「事業の進め方に係るモザンビーク政府及び JICA 側の対応に一切の課題がなかったと判断するものではない」とし、事業が「対立的状況に至った背景について理解」することの必要性に触れられており、「今一度申立人の訴えに立ち戻って検討することがガイドラインの理念にかなうと」され、今後、日本政府を含む事業の当事者間の「信頼関係が醸成されていくこと」が事業を進めていく上での前提となることが確認されている¹⁴。

以上

¹⁴ https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/report_171101.pdf



声明「プロサバンナに No! キャンペーン」はプロサバンナ事業に反対の立場を改めて表明する

「プロサバンナに No! キャンペーン」は、4月4日に農業食料安全保障省大臣が議長を務めたプロサバンナ事業に関する会議の報告書（議事録）から、モザンビーク政府、ブラジル政府そして日本政府が、モザンビーク北部において、「プロサバンナ事業の効果的な実施（インプレメンテーション）に向けたアクション」をすでに開始しているということを知りました。

この報告書には、「我々は前進しなければならない。私たちとして、みなに同じ考えを持ってもらうことはない。一部の人々は（プロサバンナの）前進を望まないかもしれないが、私たちは前に進まなくてはならない」と明記されています。

実施計画表（タイムテーブル）によると、プロサバンナ事業の諸活動はすでに開始されているようですが、「プロサバンナに No! キャンペーン」はこの件について事前に知らされておらず、事業に関する提言は全て無視されてしまいました。

「プロサバンナに No! キャンペーン」の参加者であり、小農男女である私たちは、プロサバンナ事業、そしてこの事業を私たちに強引に押し付け続けるこのような手法に反対の立場を表明します。

私たちは、プロサバンナ事業、ナカラ経済回廊開発計画やサステナなどの投資事業は、モザンビークの人びとやそのニーズに根ざした農業開発のオルタナティブではなく、この先もなり得ないということ、またこれらの事業が私たちの食に関わるニーズを満たすことはないということを改めて主張します。

「プロサバンナに No! キャンペーン」は、アグロエコロジーこそが、モザンビークの食の主権を実現し、私たちのフードシステムを支配しようとする企業の罠に家族農家が陥るのを防ぐ唯一の方法だと考えており、今後も小農と家族農業を守り続けていきます。

（プロサバンナ事業、ナカラ経済回廊開発計画などによって）提案された開発モデルは、人びとの健全なる幸福のためではなく、金銭的な儲けを優先し、（外国の者を含む）大投資家による資本の拡大と蓄積を目的とするものになっていると考えます。したがって、私たちは、このような排他的かつ差別的な開発モデルに反対し続けます。

しかし、「プロサバンナに No! キャンペーン」は、真の意味で開かれた、民主的かつインクルーシブで建設的な政府との対話への期待を捨てたわけではありません。私たちは、モザンビーク農業が抱える課題の解消策が、モザンビークに暮らす人びとのニーズに応え、土地やその他の生産手段へのアクセス、占有と管理に関わる権利を擁護し保証する持続的な手法によって行われることを目指し、またこれを提起し続けます。

Acção Académica Para O Desenvolvimento Das Comunidades Rurais – ADECRU

Comissão de Justiça e Paz da Arquidiocese de Nampula – CAJUPANA

Comissão Diocesana de Justiça e Paz de Nacala – CDJPN

Fórum Mulher – Coordenação para a Mulher no Desenvolvimento

Marcha Mundial das Mulheres Moçambique

Justiça Ambiental (JA!) – Amigos da Terra Moçambique

Liga Moçambicana dos Direitos Humanos – LDH

Livanningo

União Nacional de Camponeses – UNAC

マプート市/ナンプーラ市、2018年6月6日

河野太郎大臣「指示」に反する現状に対する要請 ～日本の ODA によるモザンビーク・プロサバンナ事業～

2018 年 6 月 22 日

「日本・ブラジル・モザンビーク三角協力による熱帯サバンナ農業開発プログラム（プロサバンナ事業）」は、その開始から現在に至るまで、地域住民の反対の対象となってきました。2011 年に開始された同事業に対し、2012 年 10 月にはモザンビーク最大の小農運動 UNAC（全国農民連合）が抗議声明を発表、反対の立場を明らかにしました。そして 2017 年 4 月には、11 名の地域住民が、日本側実施機関である JICA に対し異議申立を提出するにいたりしました。その一方で、同事業の抱える課題については外務省からも一定の理解が示され、2017 年 12 月の ODA 政策協議会で「まさに協議をしているがゆえに、現状を見ていただくと何も進んでいないというのがここ一、二年の話だと思うのです」と述べられたとおり、事業（マスタープラン策定）は一時中断されていました¹。

こうした中、本年 3 月 1 日、河野外務大臣に「相談した結果」および「大臣の判断」²として、「反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現」をプロサバンナ事業における今後の支援の条件とすることが、外務省国際協力局梨田和也局長の代理・牛尾滋審議官から、日本の NGO に伝えられました³。その直後の意見交換において、「反対派を含めた対話をする」という条件が整わないのであれば、「ゴーじゃないですよ」との確認がされています⁴。

しかし、3 月下旬より、モザンビークでは、上記の大臣「指示」に反する行為が行われ、事業が「再開」されました。これに異議を唱える声が出されましたが、「再開」は強行され、これに JICA が資金援助をしていることも明らかになりました。具体的には、次の事態が生じています。

1. 3 月下旬、JICA の資金援助で事業に関する会議が設定されようとしていたことが発覚、「プロサバンナに No! キャンペーン」から河野大臣宛に抗議の書状が提出された（3 月 23 日）。
2. 同書状は、JICA の異議申立審査結果に対する申立人からの「意見書」が未だ提出されておらず、審査プロセスが終了していない事実が見過ごされていること、またプロサバンナ事業関係者が「再び市民社会に介入して」いることを指摘⁵。
3. その後も会合開催の強行が予想されたため、上記「キャンペーン」は、会合の主催者である農業食料安全保障大臣宛に 4 月 3 日付で書状を送り、同じ文面の声明が発表された⁶。
4. 並行して、日本の市民社会組織が、外務省との事実確認を開始、梨田局長に予定されていた会議の中止を申し入れ（3 月 22 日～4 月 3 日）。
5. しかし、4 月 4 日に、会合が JICA の資金によって実施された。さらに、JICA の資金提供により 5 月末から 8 月までにマスタープラン策定作業が進められることが明らかになった（別添表）。
6. その後、4 月 4 日会合の会議録に、「我々は前進しなければならない。私たちとして、みなに同じ考えを持ってもらうことはない。一部の人は（プロサバンナの）前進を望まないかもしれないが、私たちは前に進まなくてはならない」と書かれていることが確認された⁷。

これに対し、外務省は、4 月 4 日の会合が「賛成派反対派双方が参加の意向を示されて、現に参加された」と主張し、その根拠として主として次の三点をあげています⁸。(1) 招待状への「キャンペーン」参加団体からの受領印、(2) 「反対派」からも参加、(3) 当初 1 時間の予定が 1.5 時間となった⁹。しかし、(1) の受領印は、現地の慣例に従い、書類を受領したことを示しただけのものであり、当然ながら会合の正当性を認めるものでも、参加の受諾をしめすものでもありません¹⁰。(2) は事実と反します。一方で、一人でも多い「反対派の関係者」の会合出席を確保しよう

と、様々な介入が行われたことが明らかになっています¹¹。(3)については、会合の設定・実施プロセスの正当性（透明性・民主性・インクルーシブネス）とは無関係です。

4月4日の会合は、異議申立人や地域住民、あるいは「キャンペーン」関係者に一切の告知や事前相談なしに開催が決められました¹²。このことと上記の「事態」は、同会合の設定、準備過程と実施において、現地住民・市民社会組織が一貫して批判してきたプロサバンナ事業の不透明で非民主的な行動と、分断・介入および排他的な姿勢に改善がみられないことを明確に示しています。その結果として、8月までのプロセスが決められ、それに日本の税金が使われようとしており、大臣「指示」が反故にされていると言えます。

一方で、現地農民や農民・市民組織は、河野大臣「指示」が、日本政府がこうした住民不在の援助に終止符をうち、住民を開発主体と認め、かれらと真摯に向かい合い、対話し、ともに良い農村の実現のために努力する意思を示したものであると考えていました。また、「キャンペーン」が、4月3日の声明で「モザンビークの小農による農業の課題と将来に関する、真に開かれた、民主的で、インクルーシブな対話に対し、意欲があり、開かれ、用意があることをここで再度宣言いたします」と述べているとおり、対話そのものを否定していませんでした。

その中でこの度の事態は、かれらの期待を裏切り、これまでもたれてきた事業の性格への疑念を一層強め、信頼醸成の可能性を打ち砕くものでした¹³。

以上から、私たちは日本政府と ODA 執行機関である JICA に対し、

- 1) 大臣「指示」に立ち返ること
- そのために、
- 2) 現在進行させているプロセスを直ちに中止すること
- 3) この件にかんする JICA の資金拠出を凍結すること

に早急に取り組むことを求めます。

なお、上記異議申立に関する審査報告書は、「JICA 側の対応に一切の課題がなかったと判断するものではない」と総括しており、JICA に反省を迫っています¹⁴。それにもかかわらず、過去に批判を浴びてきたのと同様の手法が繰り返されていると現地からの抗議がある以上、再発防止策を明らかにすることが不可欠です。

現地の農民、農民組織、市民社会組織は「対話」自体を拒否しているわけではないことを踏まえ、まずは以上の3つのステップによって信頼を回復し、大臣「指示」が遵守される条件が確保されることを強く求めます。

(特定非営利活動法人) アフリカ日本協議会
(特定非営利活動法人) 日本国際ボランティアセンター
モザンビーク開発を考える市民の会
ATTAC Japan
No! to landgrab, Japan

¹ 詳細は ODA 政策協議会議事録 P27。発言は、今福孝男・国際協力局政策課長（元国別開発協力第三課長＝プロサバンナ事業担当）による。当日は、「それは我々なりに皆様の御意見を踏まえて、ちゃんと議論しなければいけない。モザンビーク政府が先走りそうだったら、ちょっと待ってくれということをやっているのがこの 1 年半のことだと思います」との発言もなされた（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000326817.pdf>）。

² 3 月 1 日に牛尾審議官がこの決定の文書を読み上げた際には「大臣に（も）相談した結果」と説明しましたが（「も」を NGO 側記録に外務省が後日加筆 <http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-342.html>）、その後のやり取りで同審議官は「大臣のご判断」と明言している（注 4 を参照）。

³ <http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-342.html>

⁴ 録音に基づく NGO 側の文字越し記録を現在外務省が確認中。その後、4 月 23 日に開催された「プロサバンナ事業に関する議員勉強会」では、3 月 1 日の伝達内容が「大臣の指示」であったこと牛尾審議官により確認された。この文字越し記録が外務省の同意の下、公開されている（<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-334.html>）。

⁵ <http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-325.html>

⁶ これは直ちに日本の市民社会組織から外務省・JICA に提出された。日本語訳は右サイト。

<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-323.html>

⁷ その後、この事態を受けて、上記「キャンペーン」は、6 月 6 日に抗議声明を世界に向けて発表、国内の独立系主要新聞「O Pais」にも掲載された。

<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-343.html>

<http://opais.sapo.mz/campanha-nao-ao-prosavana-reitera-sua-posicao>

⁸ 4 月 23 日の「プロサバンナ事業に関する議員勉強会」での外務省国際協力局国別開発協力第三課・大場雄一課長の説明。外務省が合意した議事録は下サイトに掲載。

⁹ <http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-335.html>

¹⁰ ファックスがなく、郵便事情が悪いモザンビークでは、政府・企業・市民社会組織の招待状や書状・文書は、スタッフ・運転手やメッセンジャーが持参し、その場で受け取り印を押すことになっています。日本の宅配に受領印を押すのと同様の原理であり、「参加の意思を示した」と主張することはできません。

¹¹ 3 月 23 日の河野大臣宛書状を参照。また、外務省によると、プロサバンナ事業の対象州・ナンプーラ州の農民連合とカトリック教会団体の関係者が出席していたといいますが、これらの団体に直接確認したところ、事前に協議し、会合への不参加を正式に決定し、これを公言していたといいますが。農民組織のスタッフ（農民ではない）の出席は状況視察にすぎず、また首都に在住する教会グループ関係者（非聖職者）はナンプーラ州のグループを代表していないとのことでした。むしろ、これらの地域住民ではない 2 名の出席をもって、大臣「指示」の条件を満たしたという主張は、これまでのプロサバンナ事業で繰り返されてきた「対話の既成事実化」の手法と変わらないとして、6 月 6 日の抗議声明（脚注 8）が出されました。

¹² 外務省国際協力局国別開発協力第三課河邊章子課長補佐は、異議申立人の情報は秘匿されている上に、その代理人が誰かを JICA 事業部は知らず、申立人や代理人の存在は、異議申立の審査上のものにすぎないと主張していますが（4 月 12 日付メール）、3 月 23 日には、異議申立人から JICA 理事長とアフリカ部の加藤隆一郎長・農村開発部の宍戸健一郎長に書状が日本の NGO 経由で送られており、そこには代理人の連絡先・名前も明記されています。

¹³ <http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-343.html>

¹⁴ なお、同審査報告書については、審査手法・プロセスとそこから導きだされた結論に対して、異議申立人ならびに日本の市民社会から公正さにかけるとして抗議の声があげられている。

<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2018/06/20180605-mozambiquekaiatsu-2.html>

<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2017/12/20171219-prosavana.html>

そのような内容であったが、終章である審査役からの「提言」においては本文にあるとおり JICA の反省と対応が促されている。

(ポルトガル語→英語仮訳)

SCHEDULE OF ACTIVITIES FOR MASTER PLAN

	Activities	Period	Responsible	Supports
I. To promote and strengthen dialogue with civil society				
1.	Meeting between Civil Society Organizations in one of the provinces of the Nacala Corridor	May 31.5.18, Niassa	Civil Society	Financing of JICA
2.	Meeting between Civil Society Organizations and the Minister of Agriculture (2nd meeting)	June	MASA	Financing of JICA
II. Conducting the hearing on the contents of the ProSAVANA Master Plan				
3.	Announce the process and calendar of hearings in the mainstream media June ProSAVANA HQ	June	ProSAVANA HQ	Financing of JICA 3 times in the main newspapers
4.	Social Preparation Mission	June (14.6.18)	Civil Society	Funding of JICA
5.	Conduct the auscultation in the communities / localities	July	Civil Society / External Consultant	JICA technical and financial support
6.	Conducting the hearings in the provincial capitals (Nampula, Quelimane and Lichinga)	July	Civil Society Consultant	Financing of JICA
7.	- Central level examinations (Maputo): • Round tables • Conducting a meeting / seminar open to all stakeholders	August	Consultant / Civil Society / ProSAVANA HQ	JICA technical and financial support
III. For the review and finalization of the Master Plan				
8.	Review and finalize the PD document based on the recommendations received at all levels	August	Consultant / Civil Society (ProSAVANA HQ)	Technical and financial support from JICA
9.	Submission of the Master Plan to the Competent Authorities	August	ProSAVANA HQ	N.A

(オリジナル版)

CRONOGRAMA DE ACTIVIDADES PARA A REVISÃO DO OLANO DIRECTOR

	ACTIVIDADES	PERÍODO	RESPONSÁVEL	APOIOS
	IV. Para a promoção e reforço do diálogo com a Sociedade Civil			
10.	Encontro entre as Organizações da Sociedade Civil, numa das províncias do Corredor de Nacala	Maio 31.5.18, Niassa)	Sociedade Civil	Financiamento da JICA
11.	Encontro entre as Organizações da Sociedade Civil e o Ministro da Agricultura (2º encontro)	Junho	MASA	Financiamento da JICA
	V. Realização das auscultações sobre o conteúdo do Plano Director do ProSAVANA			
12.	Anunciar o processo e calendário das auscultações nos meios de comunicação de maior circulação	Junho	ProSAVANA HQ	Financiamento da JICA 3 vezes nos principais jornais
13.	Missão de Preparação Social	Junho (14.6.18)	Sociedade Civil	Financiamento da JICA
14.	Realização das auscultações nas comunidades/localidades	Julho	Sociedade Civil/ Consultor Externo	Apoio técnico e financeiro da JICA
15.	Realização das auscultações nas capitais provinciais (Nampula, Quelimane e Lichinga)	Julho	Sociedade Civil Consultor	Financiamento da JICA
16.	Ausculações de nível central (Maputo): - Realização de mesas redondas - Realização de um encontro/seminário aberto a todos os interessados	Agosto	Consultor /Sociedade Civil/ProSAVANA HQ	Apoio técnico e financeiro da JICA
	VI. Para a revisão e finalização do Plano Director			
17.	Rever e finalizar o documento do PD em função das recomendações recebidas a todos os níveis	Agosto	Consultor/Sociedade Civil (ProSAVANA HQ)	Apoio técnico e financeiro da JICA
18.	Submissão do Plano Director as Autoridades Competentes	Agosto	ProSAVANA HQ	N.A

NAMPULA EXPECTED TO USE RENEWABLE ENERGIES

The National Network of Organizations of Brazilian Civil Society for Renewable Energies (RENOV), in partnership with the provincial government and the civil society of Nampula, in the context of the partnership Mocambique Brazil, will operationalize some projects of the use of renewable energies like sun, water, gas and biomass for irrigation, water pumping, food preservation and processing, contributing to the development of agriculture and communities in general.

The information was provided by the Provincial Director of Agriculture and Food Safety of Nampula, Pedro Dzucule, during the seminar on renewable energies that took place yesterday, also informing that the effort is aimed at ensuring sustainable rural development.

Dzucule, explained that the government needs to look at the energy component because it knows that most rural communities do not have access and with RENOV's experience in their projects, it can help ensure a transformation in the lives of those communities looking at the energy packages. "We are also talking about the production biogas for energy and the use of it in small agro-processing projects in addition to other technological interventions," Dzucule said.

RENOV will work in partnership with the government to capacitate communities, training actors and development activists who, in turn, can replicate by training communities.

Likewise, it will ensure the availability of equipment and energy devices that will work in the irrigation system and for different actions in the rural environment.

That civil society organization for development will be able to work with the local Civil Society platform, already invited by the government to together give support in identifying families that need this type of intervention.

"We will train our technicians to ensure the transfer of the project after the withdrawal of RENOV," said the director. Fabio Rosa, president of RENOV, says that the use of energy in rural areas, allows families to follow the evolution and social modernization.

"If we can put the use of renewable energy to the people who are in rural areas, we will make a social inclusion and economic development in them," he said.

写真キャプション: Pedro Dzucule, provincial director of agriculture of Nampula

Para a agricultura

NAMPULA ESPERA USAR ENERGIAS RENOVÁVEIS

A Rede Nacional das Organizações da Sociedade Civil Brasileira para Energias Renováveis (RENOV) em parceria com o Governo provincial e a Sociedade Civil de Nampula, no contexto da parceria Moçambique Brasil, vai operacionalizar alguns projectos do uso de energias renováveis como o sol, água, gás e biomassa para a irrigação, bombeamento de água, conservação e processamento de alimentos contribuindo para o desenvolvimento da agricultura e das comunidades em geral.

A informação foi dada pelo Director Provincial da Agricultura e Segurança Alimentar de Nampula, Pedro Dzucule, durante o seminário sobre energias renováveis que teve lugar ontem, informando também que o esforço visa assegurar um desenvolvimento rural sustentável.

Dzucule, explicou que o governo precisa olhar para a componente energia porque sabe que a maioria das comunidades rurais não tem acesso e com a experiência da RENOV nos seus projectos, ela pode ajudar a assegurar uma transformação da vida daquelas comunidades olhando



Pedro Dzucule, director provincial da agricultura de Nampula

para o pacotes de energia.

“Também estamos a falar de iniciativa de produção de biogás para energia e o uso da mesma em pequenos projectos de agro-processamento para além de outras intervenções tecnológicas”, disse Dzucule

A RENOV vai trabalhar em parceria com o governo no sentido de capacitar as comunidades, treinando os actores e activistas para o desenvolvimento que, por sua vez, poderão fazer réplica treinando as comunidades.

De igual modo, vai assegurar a disponibilidade de equipamentos e dispositivos de energia que vão funcionar no sistema de irrigação e para diferentes acções no meio rural.

Aquela organização da Sociedade Civil para o desenvolvimento, vai poder trabalhar com a plataforma da Sociedade Civil local, já convidada pelo governo para juntos dar o apoio na identificação de famílias que precisam deste tipo de intervenção.

“Vamos treinar nossos técnicos de modo a assegurar a

transferência do projecto depois da retirada da RENOV”, assegurou o director.

Fábio Rosa, presidente da RENOV, diz que o uso das energias nas zonas rurais, possibilita que as famílias estejam a acompanhar a evolução e modernização social.

“Se conseguirmos colocar o uso das energias renováveis às pessoas que estão nas zonas rurais, faremos uma inclusão social e desenvolvimento económico nelas”, referiu. **Wf**

Continuado da página 1

Aliás, não menos estranho é o facto de enquanto se aguarda pelo anúncio da data da realização da eleição intercalar, o vice presidente da Assembleia Municipal ter convocado para os próximos dias

15 e 16 de Novembro corrente uma sessão ordinária daquele órgão deliberativo.

A sessão em causa tem, dentre os pontos de agenda a apreciação, debate e aprovação da proposta da segunda revisão do plano de actividades e orçamento para o ano de 2017, que deve findar dentro

de cerca de 50 dias.

O presidente interino vai prestar uma informação a assembleia sobre o período que separa esta sessão da anterior, sendo que outro ponto agendado tem a ver com as ferramentas de participação no município nomeadamente o observatório municipal e o

cartão de pontuação e orçamento participativo.

Um analista disse tratar-se de actos que não são apenas para gestão estritamente necessários para o bom andamento dos assuntos urgentes, como a lei prescreve ao presidente interino. **Wf**

Estimado leitor colabore com o Wamphula Fax e com a página Governação Participativa. Pode enviar o seu comentário ou opinião através de SMS para o número 87 908 0540, por email para wamphulafax@gmail.com ou para a nossa página de Facebook (www.facebook.com/WamphulaFax).